

藤沢市事務分掌条例の一部改正について  
 藤沢市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市事務分掌条例の一部を改正する条例  
 藤沢市事務分掌条例（昭和59年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

総務部	1 行政組織及び職員定数に関する事 2 行政改革の推進に関する事 3 法制に関する事 4 議会及び他の執行機関との連絡調整に関する事 5 人事及び労務に関する事 6 文書及び統計に関する事 7 情報システムの運用管理に関する事
企画政策部	1 市の総合施策に関する事 2 公共施設の再整備に関する事 3 秘書に関する事 4 広報に関する事 5 人権施策及び男女共同参画の推進に関する事 6 平和事業及び国際交流に関する事 7 デジタル化の推進に関する事

市長室	1 秘書及び市政調査に関する事 2 共創施策の推進に関する事 3 行政改革の推進に関する事	に改める。
総務部	1 行政組織及び職員定数に関する事 2 法制に関する事 3 議会及び他の執行機関との連絡調整に関する事 4 人事及び労務に関する事 5 文書及び統計に関する事	
企画政策部	1 市の総合施策に関する事	

	2 公共施設の再整備に関する事 3 広報に関する事 4 人権施策及び男女共同参画の推進に関する事 5 平和事業及び国際交流に関する事 6 デジタル化施策の推進に関する事
--	--

第2条の表子ども青少年部の項を次のように改める。

子ども青少年部	子ども及び青少年施策の総合調整に関する事。
---------	-----------------------

第2条の表道路河川部の項を次のように改める。

道路下水道部	1 道路及び道路交 2 下水道及び河川に関する事。
--------	------------------------------

第2条の表下水道部の項を削る。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、令和7年度組織改正において、市長室を新設し、及び所掌事務を整理することに伴い、所要の改正をする必要による。